

通知書（第九次）

東京都渋谷区松濤1丁目1-2

被通知人 世界平和統一家庭連合

代表役員 田中 富廣 殿

2024（令和6）年11月26日

全国統一教会（世界平和統一家庭連合）被害対策弁護団

上記弁護団	弁護団長	弁護士	村越	進
同	副団長	弁護士	内田	信也
同	副団長	弁護士	吉岡	和弘
同	副団長	弁護士	紀藤	正樹
同	副団長	弁護士	塚田	裕二
同	副団長	弁護士	荻原	典子
同	副団長	弁護士	植田	勝博
同	副団長	弁護士	山田	延廣
同	副団長	弁護士	平田	広志
同	事務局長	弁護士	山口	広

外「別紙2 代理人目録」記載の通り

東京都千代田区麴町4-7

麴町パークサイドビル3階

（連絡担当）上記弁護団事務局次長 弁護士 阿部 克臣

電話 03-6261-6653

FAX 03-3515-6682

前略

当弁護団は、「別紙1通知人目録」記載の被害者・相続人（以下「通知人ら」といいます。）を代理し、被通知人世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会。以下「被通知人」といいます。）に対し、次のとおり通知します。

1 被通知人の不法行為とそれによる通知人らの損害

(1) 被通知人による正体を隠した組織的な働きかけ

被通知人は、通知人らに対し、その信者をして、通知人らの自宅を訪問させたり、路上で手相の勉強をしているなどとして話しかけさせたり、あるいはビデオセンターに誘わせたりするなどして組織的に働きかけを行いました。この働きかけの目的は、通知人らを被通知人の信者にすること、そして、多額の献金をさせたり、高価な物品を買わせたりすることでした。

しかし、被通知人は、これら本当の目的を隠したまま、通知人らに働きかけました。また、被通知人の信者になると、献金にはノルマが課されることや、恋愛は禁止され教祖が決めた相手としか結婚できないこと、嘘をついて物を売ったり新たに信者を勧誘したりすることなど、あまりにも社会常識とはかけ離れたことをしなければならぬことも一切隠していました。それどころか、被通知人が宗教団体であることや、被通知人の名称さえも隠して働きかけを行いました。

(2) 被通知人の働きかけによって自由な意思決定が妨げられた

通知人らは、被通知人によるこれらの働きかけに加え、通知人らが当時抱いていた悩み事や不安を煽られ、畏怖困惑を招くような不当な勧誘をされるなどしました。その結果、物品を購入させられたり、献金をさせられたりして、多額の金員を支払わされました。

さらに、通知人らの多くは、すでに述べたとおり、被通知人が宗教団体であることや名称に加え、被通知人が信者にノルマを課して献金させたり、無

償で物品販売活動等を行わせたりすること、そして、そのような被通知人の信者を新たに勧誘させて、さらに献金や物品販売によって多額の資金を獲得させたりすることを隠されたまま、悩みや不安を煽られました。一方で、強く口止めされるなどして、正常な判断ができない状況に追い込まれていきました。そのような状況の下で、統一原理を核とする被通知人の思考や判断基準を、それと気付けないようにして刷り込まれ、自由な意思決定を妨げられた状態で入信を決意させられました。

その後も、被通知人の信者である限り、自由な意思決定が妨げられている状態を継続させられました。ときには、家族や友人・知人との接触を断ち切らせ、通知人らが普通の情緒（例えば、これはおかしい、という疑問）を抱けないようにしてまで継続させられてきました。

そのため、通知人らが被通知人の信者であった期間は、通知人らの自由な意思決定が妨げられている状態で、被通知人による指揮命令に従ってノルマを課された献金をさせられたり、無償で物品販売活動等の経済活動をさせられたり、その他いずれも被通知人の指揮命令によって、被通知人のために、被通知人の思い通りに活動させられていました。こうして、通知人らは、被通知人から求められれば、自由な意思決定に基づかない多額の献金をさせられ、あるいは高額の商品を購入させられたりすることとなりました。しかも、それらは長期間継続し、しばしば生活や家庭が破綻するほどの重大な結果をもたらしました。

(3) 被通知人の勧誘教化活動は自由な意思決定を妨げる違法なものである

ア 悩みや不安を煽った寄付や物品販売は違法

当たり前のことですが、献金や寄付をしたり、物品を購入したりする行為は、自由な意思に基づくものでなければなりません。悩みや不安をことさらに煽り、畏怖困惑に乗じて献金や寄付をさせたり物品を購入させたりすることは違法です。したがって、被通知人の前述の勧誘行為が違法であ

ることは明白です。

イ 不当な目的や常識とかけ離れた活動を隠したまま自由な意思決定を妨げて入信させ活動させたことは違法

また、これも当然のことですが、信仰を受け入れさせるという宗教の伝道活動は、神の教えであること（教えの宗教性あるいは神秘性）を明らかにした上で相手方に信仰を得させようとするものでなければなりません。自由な意思決定を歪めないで、信仰を受け入れるという選択、あるいは信仰を持ち続けるという選択をさせるものでなければなりません。そして、信仰は、それを信じる者の価値判断の根本となり、その人生に決定的な影響を与えるものですから、自由な意思決定によって選択されるということが特に重要です。

しかし、被通知人は、すでに述べたとおり、通知人らが正常な判断ができない状況に追い込み、自由な意思決定を妨げた状態で入信を決意させました。そして、多額の献金をさせるなど被通知人の思い通りに活動させました。しかも、真実かつ不当な目的を隠し、あまりにも社会常識とはかけ離れた活動が必要なことも隠したまま、もはや後戻りできない状態にさせたものであって、被通知人のこれらの行為は甚だ悪質であり、その違法性は極めて強度です。

（４）被通知人の行為がもたらした損害

以上の結果、通知人らは、当弁護団の現時点での調査によれば、少なくとも「別紙３被害一覧表」の各「損害額」欄記載の金額を下回ることもない財産的損害を被りました。加えて、被通知人の違法な活動に従事させられ、貴重な時間を奪われ、生活や家庭が破綻させられるなどしたことにより、著しい精神的な苦痛を被りました。その精神的苦痛を慰謝するには、少なくとも前記「損害額」欄記載の損害額の１割に相当する損害賠償（慰謝料）（各通知人らの慰謝料額は「別紙３被害一覧表」の各「慰謝料額」欄記載の通り）

が必要です。

また、精神的苦痛に対する慰謝料につき、その苦痛が特に大きいと認められるような特別の事情があり、損害額の1割では相当ではないと考えられる通知人については、その事情を「被害の経緯等」欄に記載し、相当と考えられる慰謝料額を請求しています。

(5) 被通知人の損害賠償責任

通知人らが被った前記の各損害は、被通知人が組織的に行った違法な勧誘活動や資金獲得活動によって生じたものです。また、被通知人によって被通知人の思考や判断基準を刷り込まれ、長期間にわたって自由な意思決定を妨げられた状態に置かれ、被通知人の指揮命令によって被通知人のために被通知人の思い通りに活動させられた結果生じたものです。

したがって、被通知人は不法行為（民法709条）に基づき、通知人らが被った損害について賠償する責任があります。また、その信者らが行った不法行為について、使用者責任（民法715条1項）に基づき損害賠償する責任があります。

(6) 2世通知人に対する損害賠償責任

通知人らの中には、被通知人の信者ないし元信者である親の下で育てられたいわゆる「2世」と呼ばれる子ら（以下「2世通知人」といいます。）が含まれています。

宗教法人は信者を強化育成することを主たる目的とする団体であり、その活動をするにあたっては、信者に対して、その生命、身体、財産、信教の自由等の権利を守るべき配慮義務やその生活に配慮すべき義務を当然に負うところ、信者の家族、特にその子である2世に対しても、信義則上ないし条理上、同様の配慮義務を負います。最高裁令和6年7月11日判決も、「献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべ

きである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。」と判示しています。

しかし、被通知人は、このような義務を漫然と怠り、信者をして過度の高額献金ないし信仰活動を行わせたことなどにより、2世通知人らは、信教の自由や婚姻の自由等の精神的自由を侵害され、また、十分な養育を受けられず、様々な精神的・経済的・身体的損害を被りました。

したがって、被通知人は、2世通知人らに対して、不法行為（民法709条、715条）に基づき、その被った損害について賠償する責任があります。

2 損害賠償請求

よって、当弁護士団は、被通知人に対し、「別紙3被害一覧表」の「損害額」欄の合計3億9443万8449円、及び同「慰謝料額」欄記載の慰謝料合計7456万4299円の総合計4億6900万2748円の損害額全部を、当弁護士団の指定する下記口座に振り込んで支払うよう本書面をもって通知します。振込手数料は、民法485条により被通知人が負担してください。

記

三菱UFJ銀行麹町中央支店

普通 口座番号 0192671

名義「全国統一教会対策弁護士団預り金口」

(ゼンコクトウイツキョウカイトイサクベンゴダンアズカリキングチ)

3 調査回答請求

被通知人は、通知人らに対し、通知人らが献金したり物品を購入したりした際に領収書等を交付していません。そのため、通知人らの多くは、長期間にわたる献金等の全てを正確に把握することが困難です。

この点、被通知人は、各信者の献金や物品購入の名目や時期、額を記録した資料を持っています。そのため、被通知人は、誰が、いつ、どのような理由でいくら献金させられ、あるいは、どのような物品をいくらで購入させられたか、その全てを把握しています。

そこで、当弁護士は、被通知人に対し、全ての通知人らについて、その損害項目（どのような献金か、何を買ったか等）、日時及び損害額を調査の上、2024年12月17日（火）までにこれを開示するよう求めます。

4 面談申入れ

通知人らには、高齢の方や、日々の生活にも困窮している方が少なくありません。一刻も早い被害回復が必要です。そのためには、直接会って真摯に協議・交渉することが重要かつ有益であることは異論はないはずです。

この点、被通知人も、2023年3月2日付け回答書（2）において、交渉による早期解決を目指す点では一致しています。もっとも、被通知人は、あくまで「信徒会」と担当弁護士との個別交渉にこだわり、未だに教団として責任を持って対応しようとされません。このような態度は、これまで被通知人が表明してきた「誠実な対応」とは相反するものです。

いずれにせよ、交渉による早期解決を目指す点は一致しているのですから、今後の交渉の進め方など、被通知人と当弁護士とが早期に面談の上、直接やりとりすることが端的かつ合理的で有益であることは、明らかです。

そこで、当弁護士は、早期の被害回復に向けて、信徒会ではなく「被通知人」と面談することを、本書面をもって申し入れます。面談に応じるか否かについては、本年12月3日（火）までに書面で回答してください。

5 付言

(1) 当弁護士への依頼者は現在も増え続けています。新たな被害についても、調

査を終え次第、順次、被通知人に対して損害賠償を請求する予定です。

また、本通知書記載の通知人らは、長期間に亘って被害を受けた方も多く、今後新たに被害が判明することがあり得ます。その場合は請求を追加することがありますので、ご承知おきください。

- (2) ところで、本通知書でも、今後発出する通知書でも、不法行為時あるいは損害発生時から相当期間を経過した請求が含まれます。

しかし、そうした被害が解決されないままであったのは、不当に植え付けられた被通知人の教義や「地獄へ落ちる」恐怖などの影響があったりしたために、誰にも相談さえ出来なかったなど、被通知人の不法行為や損害を認識できず、権利を行使しえなかった事情があったからです。何よりも、その勧誘教化方法が違法であることが裁判所で何度も繰り返し認定されたにもかかわらず、被通知人が過去に生じた被害について真摯に向き合わずに放置した結果に他なりません。

したがって、被通知人は、除斥期間や消滅時効を主張することなく誠実に対応してください。

- (3) 本通知書による損害賠償請求は、あくまで交渉による解決を前提としています。したがって、交渉では解決に至らず訴訟に至った場合には、遅延損害金に加えて弁護士費用等諸経費についても損害賠償を請求する予定です。

- (4) なお、本通知書を含め、今後、当弁護士団と被通知人との間のやりとりについては、公共性・公益性の観点から、当弁護士団のホームページその他の方法で適宜公開することがあります。

また、所轄庁である文化庁宗務課及び消費者庁にも情報提供することがありますので、この点申し添えます。

6 最後に

- (1) 被通知人が2022年9月22日に記者会見して公言したところでは、被通

知人は、「過度な献金」の存在を認め、信者や元信者から返金や被害を訴えるなどの申し出があった場合は、1件1件誠意を尽くして対応し、自ら早期に解決を図るとのことでした。被通知人のホームページには「教会改革推進情報特設ページ」が設置され、「献金を返してほしいとの要請を受けることもありますが、こうした要請には個別に適切に対応を重ねております」と紹介されています (<https://ffwpu.jp/reformation/index.html>)。

そこで、被通知人は、自ら公言したとおり、通知人ら全ての被害者に対し、誠意を尽くして適切にご対応ください。そして、一刻も早く、すべての被害を回復してください。

被通知人が本当に誠意を尽くして適切に対応するのであれば、被通知人に対する全ての被害が回復されることとなるはずです。当然、除斥期間や消滅時効を問題とすることもないはずです。早期解決を図ろうとするのであれば、当弁護士と面談し、十分な協議に応じることとなるはずです。そうでなければ、被通知人が公言したところに反することとなるからです。

(2) なお、通知人らは本件の一切を当弁護士に委任していますので、被通知人及びその関係者が、通知人ら及びその親族ならびに関係者と接触することは厳に慎んで下さい。また、プライバシー等の問題がありますので、本書面記載の事項の内、通知人らの特定に亘る事項を公表すること、あるいは、通知人らを誹謗中傷するような行為はいかなる形であっても厳に慎むようにしてください。

万が一、そのような事態が認められた場合は、当弁護士は直ちに被通知人その他の関係者への法的手続きも辞さないので、ご留意ください。

草々